

障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの 情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況について

1 主旨

区では、東京オリンピック・パラリンピック大会の機運をレガシーとして将来にわたって引き継ぎ、地域共生社会の実現に向けた区の実施に関する基本的な考え方や、区、区民及び事業者等の責務等を明らかにするため、せたがやノーマライゼーションプランに掲げる障害理解の促進や差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の制定に向けて検討を進めてきた。

この間、区議会を始め、地域保健福祉審議会や部会の障害者施策推進協議会、障害者団体、事業所、当事者等の意見を伺い、今般条例（たたき台）としてまとめたため、あわせて検討状況について報告し、引き続き専門家会議などで幅広いご意見を伺いながら検討を進めていく。

2 条例の検討状況の概要

(1) 障害者差別解消法及び都条例との比較－別紙1のとおり

(2) 条例（たたき台）－別紙2、別紙3のとおり

①目的

- ・地域共生社会の実現に向けた区の施策に関する基本的な考え方を明らかにする。
- ・区並びに区民（障害者を含む）、事業者、障害者団体の責務を定める。
- ・障害理解の促進や差別解消、地域での支え合いに必要な事項を定める。
- ・障害者がわかりやすく、利用しやすい方法による情報提供の普及促進を目指す。
- ・地域移行や地域定着、地域生活の安定化に向けた支援など、障害者の地域における自立した生活につなげる。

②条例の構成

・前文

・第1章 総則

目的、定義、基本理念、責務（区、区民、事業者、障害者団体）、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮

・第2章 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策
啓発活動、相談対応

・第3章 障害者を地域で支えるための施策の推進
地域支え合い活動の推進、災害に備えた地域づくり

・第4章 地域共生社会の実現のための基本的施策の推進
障害者の虐待の防止、交流の機会の充実、情報保障の推進、言語としての手話の習得及び普及等、教育の推進、雇用及び就労の促進、パラスポーツの推進、文化芸術活動の推進

(3) 障害理解の促進・障害者の差別解消と手話言語等情報コミュニケーションとの考え方

- ・地域共生社会の実現を目指すうえで、障害理解の促進・障害者の差別解消と手話言語などの情報コミュニケーションについては、各々が手法として不可欠なものである。そのため、これらが一体となって取り組むことが重要であることから、同一の条例の中に位置づけ、施策を推進していくものとする。

(4) 条例に基づく取組みの整理

- ・せたがやノーマライゼーションプランに基づく取組みと合わせ、9月2日の福祉保健常任委員会で報告した具体的な取組みのイメージ [(仮称) 共生社会入門講座、(仮称) 地域協力員制度、地域での取組みを積極的に進める区民・事業者等の表彰] を整理し、次の段階で条例に基づく取組みについて示していく。

(5) 令和4年度経費概算

- ① 専門家会議謝礼 約50万円
- ② 地域協力員ステッカー 約20万円
- ③ 条例シンポジウム運営委託料 約80万円

3 今後のスケジュール (予定)

令和3年

- 11月 専門家会議 (たたき台)
障害者施策推進協議会 (たたき台)
地域保健福祉審議会 (たたき台)
- 12月 専門家会議 (骨子案)
政策会議 (骨子案)

令和4年

- 1月 ワークショップ (骨子案)
- 2月 福祉保健常任委員会 (骨子案)
障害者施策推進協議会 (骨子案)
- 3月 地域保健福祉審議会 (骨子案)
専門家会議 (素案)
- 4月 政策会議 (素案)
- 5月 福祉保健常任委員会 (素案)
パブリックコメント (素案)
シンポジウム (素案)
- 6月 専門家会議 (パブコメ等結果、案)
- 7月 障害者施策推進協議会 (パブコメ等結果、案)
地域保健福祉審議会 (パブコメ等結果、案)
- 8月 政策会議 (パブコメ等結果、案)
- 9月 福祉保健常任委員会 (パブコメ等結果、案)
第3回定例会 (条例案の提案)
- 11月以降 区民周知 (区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等)

令和5年

- 1月 条例施行